宗像市地域公共交通計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

１．目的

宗像市内の地域公共交通の利用実態や市民・来訪者の移動実態を調査するとともに、統計資料等から地域の状況を整理し、持続可能な公共交通網の構築に向けた基礎資料の収集及び問題点・課題の分析を行うもの。また、その結果をふまえ、宗像市の地域公共交通確保維持に向けた基本方針や目標を達成するために実施すべき事業をとりまとめた地域公共交通計画を策定するもの。

２．業務概要

①業務名　宗像市地域公共交通計画策定業務

②業務内容　別紙「宗像市地域公共交通計画策定業務委託仕様書」のとおり

③履行期間　契約締結日の翌日から令和５年２月２８日まで

④提案上限額　12,364 千円（消費税及び地方消費税を含む）

３．公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

４．スケジュール

項目	期限等
公募開始日	令和４年９月１日（木）
参加表明書の提出期間	公募開始日から令和４年９月７日（水）
質疑書の受付期間	公募開始日から令和４年９月７日（水）
質疑書の回答期限	令和４年９月８日（木）
提案書の提出期限	令和４年９月 12 日（月）
審査会	令和４年９月 15 日（木）
審査結果の通知	令和４年９月 16 日（金）

５．参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

①令和３年度宗像市一般（指名）競争入札参加資格審査申請において、「測量・建設コンサルタント等」の有資格業者のうち、「都市計画及び地方計画」の登録業種で認定された者。

②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者。

③会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再

生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

④市税を滞納していない者。

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。

⑥法人であって、その役員が暴力団員に該当しない者。

⑦公募開始日から受託候補者特定の日まで、宗像市から宗像市指名停止等の措置に関する規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。

⑧国又は市町村（市町村が主体となる協議会を含む）が発注する地域公共交通計画（改正法前の地域公共交通網形成計画含む）の策定業務の実績を有する者であること。

⑨地域公共交通施策に係る法務その他に関する知識を有していること。

６．参加意思を表明する書類の提出

本業務への参加希望者は参加表明書（様式第１号）を記入し、持参、郵送、ファックスにより提出する。ファックスで提出する場合は、後日、原本を郵送又は持参すること。

参加書類の提出先及び提出期限等は以下のとおり。

提出先　　〒８１１－３４９２　福岡県宗像市東郷一丁目１番１号
　　宗像市都市再生部都市再生課
　　ファックス番号　0940-36-7005

提出期限　令和４年９月７日（水）　午後５時必着

提出方法　持参又は郵送（封筒表面に参加表明書在中と朱書きすること。）

７．実施要領、仕様書、提案書等に関する質疑

①質疑方法

質疑書（様式第２号）に質問事項を記入し、持参、郵送、ファックスにより提出する。ファックスで提出する場合は、後日、原本を郵送又は持参すること。

②質疑書提出期限

令和４年９月７日（水）午後５時必着

③質疑書提出先

〒８１１－３４９２　福岡県宗像市東郷一丁目１番１号
　　宗像市都市再生部都市再生課
ファックス番号　0940-36-7005

④回答

令和４年９月８日（木）　午後５時

質問者を伏せてファックスにより参加者全てに通知する。

８．提案書作成要領等

①提案書の内容

（ア）提案書には、次頁の評価項目を目次として作成する。

（イ）提出する提案書に基づきプレゼンテーションを実施することとする。２０分以内にプレゼンテーションが可能な提案書の構成とすること。

②提案書の提出部数

（ア）正本（袋とじ）１部

（イ）副本（綴じ方は指定しない。表紙に通し番号を付与すること）７部

③提案書提出先及び提出方法等

（ア）提出先　〒８１１－３４９２　福岡県宗像市東郷一丁目１番１号
宗像市都市再生部都市再生課

（イ）提出方法　持参又は郵送（封筒表面に提案書在中と朱書きすること）

（ウ）提出期限　令和４年９月 12 日（月）午後５時必着

④提案書作成の注意事項

（ア）様式

Ａ４版縦、横書き、左綴じとすること。ただし、図表等はＡ３版横でも可。
なお、A3 版は片面で A4 版２ページとして取り扱う。
提案書の表紙には、宛名「宗像市地域公共交通会議会長」、表題「宗像市地域公共交通計画策定業務委託提案書」、提案者名、提案者代表者名を記載すること。

（イ）ページ数

提案書は 30 ページ以内とし、必ずページを印字すること。
30 ページは上限であり、提案書の量で評価するものではない。なお、表紙、目次はページに含めない。

（ウ）文字及び行間

文字の大きさは、11～12 ポイント程度とし、行間も読みやすい適切な間隔とすること。

（エ）内容

提案書の本文は簡潔かつ明瞭に記述し、専門知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とするよう配慮すること。また、専門用語等については、用語説明を記載すること。使用言語は日本語とする。やむを得なく日本語以外の言語を使用する場合は注釈をつけること。提案書の文字・図表等への着色は認める。プロジェクターを使用しプレゼンテーションをする場合は、提案書等に記載が無い内容は含めないこと。

⑤見積書作成の注意事項

（ア）本書「２．業務概要」に記載する提案上限額を上回る見積価格は、本審査の審査対象としないため、提案上限額の範囲内で実現可能な提案をすること。

（イ）見積価格の詳細については、内訳が分かるようにし、その内容は提案書の内容と食い違いがないようにすること。なお、内訳書は任意の様式とする。

（ウ）見積書は「宗像市地域公共交通会議会長　髙﨑 浩」宛で作成し、業務名、提案者住所、提案者名、提案者代表者名を記載し、社印、代表者印を押印すること。見積価格は消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

⑥工程表作成の注意事項

８月下旬から令和５年２月２８日までの日程で作成すること。

９．評価項目及び評価の視点

項目	評価の視点
的確性	市の交通体系の問題点や課題、利用者ニーズ等を把握し、データに基づいた論理的な説明がなされているか。 把握したデータや調査結果等を計画に反映させるイメージが明確となっているか。 様々な公共交通やまちづくりとの関連性も踏まえた、わかりやすい計画の構成となっているか。
実現性	課題解決に向けた施策の検討方法やイメージが、具体的かつ実現可能なものとなっているか。 提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。
業務実施体制	提案内容を実施できる体制が整っているか。 工程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了にいたるまでの過程が明確に説明されているか。
業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるか。
価格	提案内容に対する見積金額が妥当であるか。
全体の評価	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。 事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。 実施方法が具体的で、実現性がある提案内容となっているか。 事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。

10. 審査方法

提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーションの場所、時間、内容等については別途通知するものとする。

（ア）プレゼンテーション及びヒアリングへの参加者は３名以内とする。

（イ）業務の責任者となる予定の者は、プレゼンテーションに原則参加すること。

（ウ）提案書に基づきプレゼンテーションを行う。

（エ）プレゼンテーション及びヒアリングを実施したのち、評価委員が前項に掲げる評価項目・評価視点等により評価を行う。各委員の評価点の合計が最も高い者を本業務における最適格者（契約の第１位候補者）として特定する。なお、各委員の評価点の合計が同点の者が２者以上あるときは、最低見積価格の者を最適格者として特定し、各委員の評価点の合計が同点かつ見積価格が同額の提案者が２者以上あるときは、本市から事業所への経費が最も安価な者を最適格者として特定する。

（オ）（エ）で特定した契約の第１位候補者と、契約に向けた手続きを行う。この場合、契約金額は見積価格を上回らないこと。なお、なんらかの事由で契約が不調となった場合は、（エ）の評価結果から、各委員の評価点の合計が２番目に高い者を第２位候補者とし、契約に向けた手続きを行うものとする。第２位候補者と契約不調となった場合も以下同様とする。

（カ）候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。選定結果通知後に次に掲げる項目について、都市再生課にて令和４年９月 20 日から令和４年 10 月 15 日まで閲覧に供するものとする。

（１）候補者名

（２）参加者名、総合評価点、見積価格

11. 接触の禁止

本プロポーザルにおいて参加表明書を提出した者は、契約相手が決定されるまでの間、宗像市都市再生課及び上位の職にある職員に対し本プロポーザルの手続きとして必要な場合を除き、面談、電話等の接触をしてはならない。また、評価に係る委員に対して本プロポーザルに関する接触を求めてはならない。

12. 失格事項

①提出した書類に虚偽の内容を記載したもの。

②提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

③提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。

④提案書等提出期限後に見積書内の金額を訂正したもの。

⑤プレゼンテーション等に出席しなかったもの。

⑥見積書の金額が、業務に要する費用（提案上限額）を超過したもの。
⑦評価の公平性に影響を与える行為があったもの。
⑧評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたもの。
⑨その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったもの。

13. その他留意事項

①提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
②提出書類は返却しない。
③書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、提出者の負担とする。
④提案書等の書類は、宗像市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、原則として開示の対象となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、これに該当すると考える部分について、あらかじめ文書により申し出ること。なお、業務に係る契約の候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とする。
⑤参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
⑥提案書及び見積書については、１者につき１つに限る。
⑦書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

14. 問い合わせ先

〒８１１－３４９２　福岡県宗像市東郷一丁目１番１号
宗像市都市再生部都市再生課（宗像市地域公共交通会議事務局）
担当：金子
電　話　番　号：0940-36-9777
ファックス番号：0940-36-7005